目黒区分別収集計画

（第９期：令和２～６年度）

令和元年６月

目　黒　区

目　　次

1　計画策定の意義 …… 1

2　基本的方向 …… 1

3　計画期間 …… 2

4　対象品目 …… 2

5　各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第８条第２項第１号）…… 2

6　容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項
（法第８条第２項第２号）…… 2

7　分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第８条第２項第３号）…… 3

8　各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第８条第２項第４号）…… 3

9　各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法 …… 4

10　分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第８条第２項第５号）…… 4

11　分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第８条第２項第６号）…… 5

１　計画策定の意義

目黒区では昭和６３年度にびん・缶の分別回収事業を開始し、平成５年度には「リサイクル推進都市宣言」を掲げ、「本当に必要なものを、必要な量だけ使うくらし、資源を大切にするくらし」を目指して、リサイクル事業に取り組んできた。平成１２年度に東京都から清掃事業が区に移管された後も、持続可能な循環型社会の形成に向けて、「快適で誇りのもてる循環型のまち」を目指し、３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）の考え方を基本に、ごみの減量やリサイクル施策を着実に進めてきた。

平成２０年度には、プラスチック製容器包装及びペットボトルについて、区内全域での分別回収、資源化を実施した。さらに平成２３年度には、区内における古紙の集団回収への一元化を完了させ、古紙回収の効率化と区民との協働による回収体制を実現したところである。

平成２８年３月に改定した「目黒区一般廃棄物処理基本計画」では、令和７年度までに１人１日当たり約１００ｇのごみ減量及びリサイクル率を約３２％に引き上げることを目標に掲げ、「リデュース（発生抑制）」と「リユース（再使用）」の２Ｒを重点施策に位置づけ、「リサイクル（再生利用）」の取組とともに、一体として推進しているところである。

本計画は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法、以下「法」という。）第８条に基づいて、一般廃棄物の中の容器包装廃棄物を分別収集し、資源リサイクルを推進する目的から、区民・区・事業者の役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、ごみの減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、環境への負荷をできる限り軽減した循環型社会の実現を目指すものである。

２　基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

○ 区の基本構想の基本理念である「環境と共生する」、長期計画の基本目標である「環境に配慮した安全で快適なまち」の実現に向けて、「目黒区一般廃棄物処理基本計画」と整合をとりながら本計画を実施する。

○ 事業者、区民及び区は、環境問題への認識を深め、生活様式や事業活動のあり方を見直し、社会経済システムを循環的な仕組みに変えることを目指して、それぞれの責任と役割を果たし相互の連携を図りながら施策を推進する。

○ 生産・消費・廃棄の各段階で、①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分の優先順位に従い、容器包装廃棄物の削減と再資源化を推進する。

○ 環境への負荷削減効果、再商品化技術の進展と再生製品への需要、収集運搬及び処理のコスト等を総合的に考慮して、容器包装廃棄物の分別収集を推進する。

○ 国内における容器包装リサイクルの円滑かつ効率的な実施を確保するため、原則とし

て、目黒区内で回収した使用済みのペットボトルやプラスチック製容器包装等は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「指定法人」という。）に引き渡す。

○ 一般廃棄物処理事業に係るコスト分析の標準的な手法として環境省から示された「一般廃棄物会計基準」や、東京二十三区清掃一部事務組合が実施する「廃棄物処理原価算定」を利用して、容器包装廃棄物の分別収集を含む事業全体の効率化を推進する。

○ この分別収集計画に示される資源回収量などの情報や、排出の抑制を促進するための方策などを公表し、区民や事業者と一体となって循環型社会の形成に取り組む。

３　計画期間

本計画の計画期間は、令和２年４月から令和７年３月までの５年間とし、３年ごとに改定する。

４　対象品目

本計画の対象となる容器包装廃棄物は、次のとおりとする。

○ アルミ製容器
○ スチール製容器
○ ガラス製容器（無色）
○ ガラス製容器（茶色）
○ ガラス製容器（その他の色）
○ 飲料用紙製容器（紙パック）
○ 段ボール製容器
○ ペットボトル
○ プラスチック製容器包装

５　各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第８条第２項第１号）

計画期間における目黒区での容器包装廃棄物の排出量見込みは、次のとおりである。

（単位：ｔ／年）

年　度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物の合計	15,496	15,250	14,981	14,761	14,453

６　容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第８条第２項第２号）

容器包装廃棄物の排出抑制を促進するため、次の施策を実施する。

（１）「めぐろ買い物ルール」の推進

○リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、食品ロス削減を目指した賢い買い物を区内に広めるための「めぐろ買い物ルール」を実践する人や事業者の増加に向けた取組を促進する。

（２）ＰＲ・普及啓発の推進とさまざまな環境学習の機会の創出

○次世代を担う子どもたちに対する環境学習の充実

○世帯や年齢層に応じた効果的な普及啓発

○清掃･リサイクル経費の公表に基づくコスト意識の醸成

（３）２Ｒ（発生抑制・再使用）によるごみ減量の推進

○１人１日１００ｇのごみ減量の取組を推進する「ＭＧＲ１００プロジェクト」の実施とごみ減量優良事例の共有化

○食品ロス削減に向けた普及啓発

（４）新たな資源回収のあり方の検討

○さらに資源化できる品目やその回収方法についての検討

（５）ごみ集積所のあり方と戸別収集の検討

○外国人居住者を含めた転入者や、若年、単身層等、対象者をしぼった、ごみと資源の分け方、出し方の普及啓発の展開

７　分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第８条第２項第３号）

分別収集する容器包装廃棄物の種類と分別の区分を次のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてアルミ製の容器 主としてスチール製の容器	缶
主としてガラス製の容器　無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（ＰＥＴ）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外の プラスチック製容器包装

８　各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第８条第２項第４号）

計画期間における分別区分ごとの回収量見込みは次のとおりである。

（単位：ｔ／年）

容器包装の種類		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
主としてアルミ製の容器		**409**	**400**	**391**	**382**	**382**
主としてスチール製の容器		**369**	**361**	**352**	**345**	**344**
無色のガラス製容器(※)	合計量	**828**	**820**	**801**	**794**	**772**
	(引渡し量)	0	0	0	0	0
	(独自処理量)	828	820	801	794	772
茶色のガラス製容器(※)	合計量	**419**	**410**	**400**	**392**	**391**
	(引渡し量)	419	410	400	392	391
	(独自処理量)	0	0	0	0	0
その他の色のガラス製容器(※)	合計量	**1,412**	**1,388**	**1,364**	**1,342**	**1,312**
	(引渡し量)	1,412	1,388	1,364	1,342	1,312
	(独自処理量)	0	0	0	0	0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)		**5**	**5**	**5**	**5**	**5**
主として段ボール製の容器		**4,245**	**4,177**	**4,104**	**4,049**	**3,961**
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの(※)	合計量	**1,038**	**1,023**	**1,007**	**993**	**972**
	(引渡し量)	1,038	1,023	1,007	993	972
	(独自処理量)	0	0	0	0	0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの(※)	合計量	**1,583**	**1,573**	**1,566**	**1,556**	**1,541**
	(引渡し量)	1,583	1,573	1,566	1,556	1,541
	(独自処理量)	0	0	0	0	0
回収見込み量の合計		**10,308**	**10,157**	**9,990**	**9,858**	**9,680**

注：※印は特定分別基準適合物。引渡し量は指定法人への引渡し見込み量、独自処理量は区が独自に契約する再資源化事業者への引渡し見込み量を示す。

９　各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

分別基準適合物ごとの過去数年間の収集実績、ごみの中の含有量、将来人口推計及び区民の分別への協力率等踏まえ算定した。

10　分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第８条第２項第５号）

分別収集は、地域住民による資源回収活動を支援しながら、区が主体となって現行の体制を活用して実施する。併せて、容器包装を利用又は製造する事業者等の自主回収を促していく。

分別区分ごとの収集・運搬段階及び選別・保管段階での実施者は次のとおりである。

分別収集する 容器包装の種類	収集に係る 分別区分	収集･運搬段階	選別･保管段階
アルミ製容器 スチール製容器	缶	・委託業者による分別回収	民間業者の施設で選別保管を委託
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	びん	・委託業者による分別回収	民間業者の施設で選別保管を委託
飲料用紙製容器	紙パック	・地域団体等による集積所等を活用した集団回収 ・委託業者による公共施設等からの拠点回収	民間業者
段ボール製容器	段ボール	・地域団体等による集積所等を活用した集団回収 ・委託業者による定期的な分別回収	民間業者
ペットボトル	ペットボトル	・委託業者による分別回収	民間業者の施設で選別保管を委託
ペットボトル以外のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	・委託業者による分別回収	民間業者の施設で選別保管を委託

11　分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第８条第２項第６号）

○　缶、びん、ペットボトル、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装については、区が委託する民間業者の施設において選別・保管を行う。

○　紙パック及び段ボールについては、民間業者の施設において選別等を行う。